

審 査 基 準

No.	選 定 項 目	審 査 項 目	配 点
1	◆事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 (包括手続条例第3条第1号) ◆事業計画書の内容が、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成しているか。 ◆事業計画書の内容が、当該公の施設の適正な管理が図られるものであるか。 (包括手続条例第3条第2号) ※住民の平等な利用の確保が困難と判断される場合は失格とする。 ※事業計画が非現実的若しくは著しく具体性を欠く場合は失格とする。	県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮	24
		・ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
		・ 施設の設置目的及び管理運営方針	
		・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
		・ サービスの質の確保と向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
2	◆事業計画書に基づく当該公の施設の管理を安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 (包括手続条例第3条第3号) ※収支計画が非現実的若しくは著しく実現性を欠く場合は失格とする。 ※財務状況が不健全であると認められる場合は、失格とする。	効率的な管理運営（経済性の追求）	32
		・ 収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経営基盤	
		安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	34
		・ 安定的な運営が可能となる人的能力	
		・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
		・ 駐車場の管理運営実績	
3	◆その他企業局長が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 (包括手続条例第3条第4号)	その他、地域との連携や地域貢献度など	10
		・ 地域貢献，地域連携等	
合 計			100